

(3) 県負担・補助率の考え方

医療介護総合確保推進法に基づく県計画において、負担率 10/10 の事業として計上。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,700	認知症地域連携のための事業に対して助成
合計	1,700	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画「その他の疾病等に対する対策」（認知症疾患対策）に位置付けられている。

(2) 後年度の財政負担

医療介護総合確保推進法に基づく県計画として計上し、実施していく。

(3) 事業主体及びその妥当性

認知症サポート医を中心とした地域における連携強化のための取組みであるため、県域を総括する岐阜県医師会に対して助成することは妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

認知症施策を円滑に実施するため、医療・介護・福祉（市町村、地域包括支援センター、認知症サポート医、介護関係者、認知症の人と家族の会等）の連携を推進・強化する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

認知症高齢者の支援のために、医療・介護・福祉の多職種の連携を図ることを目的としており、事業進捗の数値化が困難であるため。

（前年度の取組）

<令和2年度>

- ・認知症サポート体制構築事業意見交換会の開催 2回
東農地区、岐阜地区で開催（予定）

（前年度の成果）

岐阜県医師会の実施する各連携会議・研修会により、医療・介護・福祉（市町村・地域包括支援センター等）の連携を推進した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	認知症施策を円滑に進めていくためには、医療・介護・福祉（市町村、地域包括支援センター等）の連携が不可欠である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	関係機関間での連携体制構築のためには、地域の関係者間での顔の見える関係づくりが有効である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	地域連携の中心となる認知症サポート医が会員であり、県内に広いネットワークを有する県医師会に助成することは、地域の連携体制構築に有効である。

(今後の課題)

多職種の連携は未だ不十分であり、顔の見える関係づくりにより、職種による壁をなくしていく必要がある。

(次年度の方向性)

基金計画として計上し、引き続き連携を支援していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	